

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「革新的エンターテインメントで世界を代表する会社を創る」というビジョンのもと、エンターテインメントを通じた社会全体への貢献と企業価値の最大化をはかるため、コーポレート・ガバナンスの強化が極めて重要であると認識しております。こうした認識のもと、内部統制の強化とともに体制の見直しを随時実施し、企業価値の向上を図ることで、企業を取り巻くさまざまなステークホルダーへの利益還元に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンス・コードの基本原則の全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井住友信託銀行株式会社(信託口 甲9号)	5,064,000	37.22
木谷 高明	2,614,000	19.21
株式会社中野坂上	2,500,000	18.37
グリー株式会社	1,679,000	12.34
木谷 恵	124,000	0.91
里見 哲朗	120,000	0.88
岡田 真澄	120,000	0.88
国本 哲秀	120,000	0.88
高津 祐一	120,000	0.88
広瀬 和彦	100,000	0.73

支配株主(親会社を除く)の有無	木谷 高明
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

株式会社中野坂上は当社取締役木谷高明が議決権の全てを所有する資産管理会社であります。また、三井住友信託銀行株式会社(信託口甲9号)は木谷高明の近親者であります木谷奈津子、木谷加奈子、木谷翔太郎が委託した信託財産であり、その議決権行使の指図権は木谷奈津子、木谷加奈子、木谷翔太郎に留保されています。木谷高明は、株式会社中野坂上及び三井住友信託銀行株式会社(信託口甲9号)の保有株式数を含めると当社の議決権の過半数を保有することとなるため、支配株主として記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	7月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことを予定しておりませんが、取引を行う場合には、少数株主の利益を損なうことが無いよう、取引理由や取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
桶田 大介	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桶田 大介	○	—	弁護士として法務全般について幅広い知見を有しており、客観的、中立的な立場から業務執行の監督を行うことが期待されましたため社外取締役として招聘いたしました。また、社外取締役であることに加え、当社との特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査責任者が行った社内監査の結果を監査役と適宜協議し、また3か月ごとに会計監査人が行う会計監査結果を踏まえて内部監査責任者、監査役及び会計監査人との間で3か月ごとに情報共有がなされ、適宜内部監査に関する進捗が報告され、それぞれが主管する監査領域に監査結果がフィードバックされ次回監査に活かしていく、という連携を行っております。なお、監査結果に関しては、内部監査責任者、監査役及び会計監査人それぞれから代表取締役社長に報告がなされ、重要事項に関しては取締役会で協議され社外取締役・社外監査役にも共有され、適宜各役員から意見が出され、それを内部監査に反映しております。

また、内部監査責任者が会計監査人と連携を取りながら内部統制の運用を行い、適宜監査役は内部統制状況について内部監査責任者及び会計監査人に報告を求めて進捗確認を行い、さらに、監査役会において社外監査役からの意見を頂き、内部監査責任者及び会計監査人にフィードバックを行い、内部統制運用に活かしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森瀬 教文	他の会社の出身者													
高津 祐一	他の会社の出身者													
山田 真哉	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森瀬 教文	○	—	事業会社における監査役の経験と幅広い見識を有しており、客観的かつ独立的な経営監視が可能であると判断し、社外監査役として招聘いたしました。また、社外監査役であることに加え、当社との特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員に選任しております。
高津 祐一	○	—	株式上場を代表取締役として経験しており、経営の見地から助言・提言を期待し、社外監査役として招聘いたしました。また、社外監査役であることに加え、当社との特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員に選任しております。

山田 真哉	○	—	税理士、公認会計士として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、幅広い知見に基づく助言・牽制を期待し、社外監査役として招聘いたしました。また、社外監査役であることに加え、当社との特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員に選任しております。
-------	---	---	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績及び企業価値の向上への意欲を高めることを目的に導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社では、業績及び企業価値の向上のための士気向上を目的として、従業員に対しても地位及び役割に応じてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は株主総会において定められた範囲内で、取締役会で決定することとしております。
監査役の報酬額は株主総会において定められた範囲内で、監査役会で決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)のサポートは経営企画室が実施しております。取締役会の招集、資料の事前配布やその他の連絡事項の伝達を適時行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会
取締役会は取締役6名(うち社外取締役1名)、監査役3名で構成され、迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、法令・定款に定められた事項、経営方針、事業戦略、年度事業計画のほか、経営に関する重要事項の決定を行っております。また全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制を整えており、原則として毎月1回開催しております。また必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。
2. 監査役会
監査役会は監査役3名(全員が社外監査役であり、うち1名は常勤監査役)で構成され、監査の有効性及び効率性の確保並びに監査役間での意見交換を目的に、原則として毎月1回開催しております。また、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べております。なお、監査役は

会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深めて、監査の実行性と効率性の向上に努めております。さらに、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制を整えております。また、監査役会においては監査役会規程及び監査役監査基準の整備、監査計画を策定し、監査実施状況、監査結果等について監査役間で共有しております。常勤監査役は内部監査責任者及び監査法人とのミーティングを行うほか、随時情報交換を行っております。

3. 経営会議

当社では、取締役(常勤取締役)、執行役員及び常勤監査役が出席する経営会議を毎営業日開催しております。経営会議では、業務執行状況の報告、取締役会決議事項の事前審議及び重要事項に関する共有又は指示伝達を行っております。また、経営会議ではリスク管理及びコンプライアンス対策も行っており、取締役(常勤取締役)、執行役員、法務チームリーダー及び常勤監査役が出席する経営会議を原則3か月に1回、リスク管理・コンプライアンス推進委員会として開催し、当社グループの業務執行におけるリスクの評価、対策等、広範なリスク管理及びコンプライアンスに関する各事業部の法令順守に係る状況の報告並びにそれに伴う施策に関して協議を行い、全社的なリスク管理・コンプライアンス体制の強化を図っております。

4. 執行役員制度

当社は、執行役員制度を導入しております。現状は、取締役会による経営の意思決定機能及び監督機能と各業務執行部門における業務執行機能を明確に分離しております。しかし今後、組織が拡大するとともに部を横断した業務執行の機会が増えることが予測され、分離体制のために意思疎通が円滑に働かない可能性があります。そのため、あらかじめ執行役員を一定数確保し、育成していくことで組織の成長に合わせて経営の意思決定機能及び監督機能と業務執行機能を分離維持していくことを目的としております。

5. 会計監査人

当社は、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人と特別な利害関係はありません。

6. 内部監査

当社は、社長直轄の内部監査部門として、内部監査室を設置しています。当社の内部監査室は当社の業務全般に係る深い見識のみならず内部監査に関する専門知識を有している2名がその任に当たっています。内部監査室は、当社グループにおける適法かつ適正・効率的な業務執行の確保のための監査を実施し、問題点の指摘と改善に向けた提言を行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役会が迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行い、監査役会が独立した立場から取締役の業務執行を監査する体制が、経営の効率化と健全性確保の面から望ましいと考え、監査役会設置会社を採用しております。当社の取締役会は、取締役6名のうち1名の社外役員を配し、監査役会は3名とも社外監査役で構成して経営の透明性と公正性を確保しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算期が7月であり定時総会開催日の集中は穏やかであると予想されますが、より多くの株主にご参加いただけるよう日程、会場を決定いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	国内外投資家比率や導入コスト等を勘案し、今後の検討課題といたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイト上に掲載を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	一般投資家向けの会社説明会を開催し、代表取締役が業績や経営方針について説明することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算開示時期に従って機関投資家やアナリスト向けの会社説明会を予定しており、代表取締役が業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成を鑑みつつ、海外投資家向けの説明会の開催については今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイト上に掲載を予定しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス経営を基本方針として健全で公正な経営体制を構築し、当社を取り巻くステークホルダーの信頼に応えられるよう企業価値の維持・向上を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「フェア・ディスクロージャー・ルール マニュアル」を策定しており、ステークホルダーへの公平・公正な情報開示により、ステークホルダーとの積極的な対話を目指していく方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2018年2月1日の取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行っています。
(b) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行しています。

(c) コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する会議体等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行い、各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努めています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理しており、取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できることとしています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直しています。

(b) リスク情報等については会議体等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告をおこなっており、個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部監査人がこれを行っています。

(c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えることとしています。

(d) 内部監査人は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めることとしています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することとしています。

(b) 取締役会は、当社及び当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現することとしています。

(c) 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図ります。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社等を設立又は取得する場合には、企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備することとしています。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a) 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役は、管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができます。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとしています。

(b) 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応しています。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができます。

(b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。

(c) 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わないこととしています。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(a) 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理することとしています。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、内部監査人と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとしています。

(b) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとしています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化しています。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消することとしています。

2. 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行っています。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図っています。

3. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築します。

その他

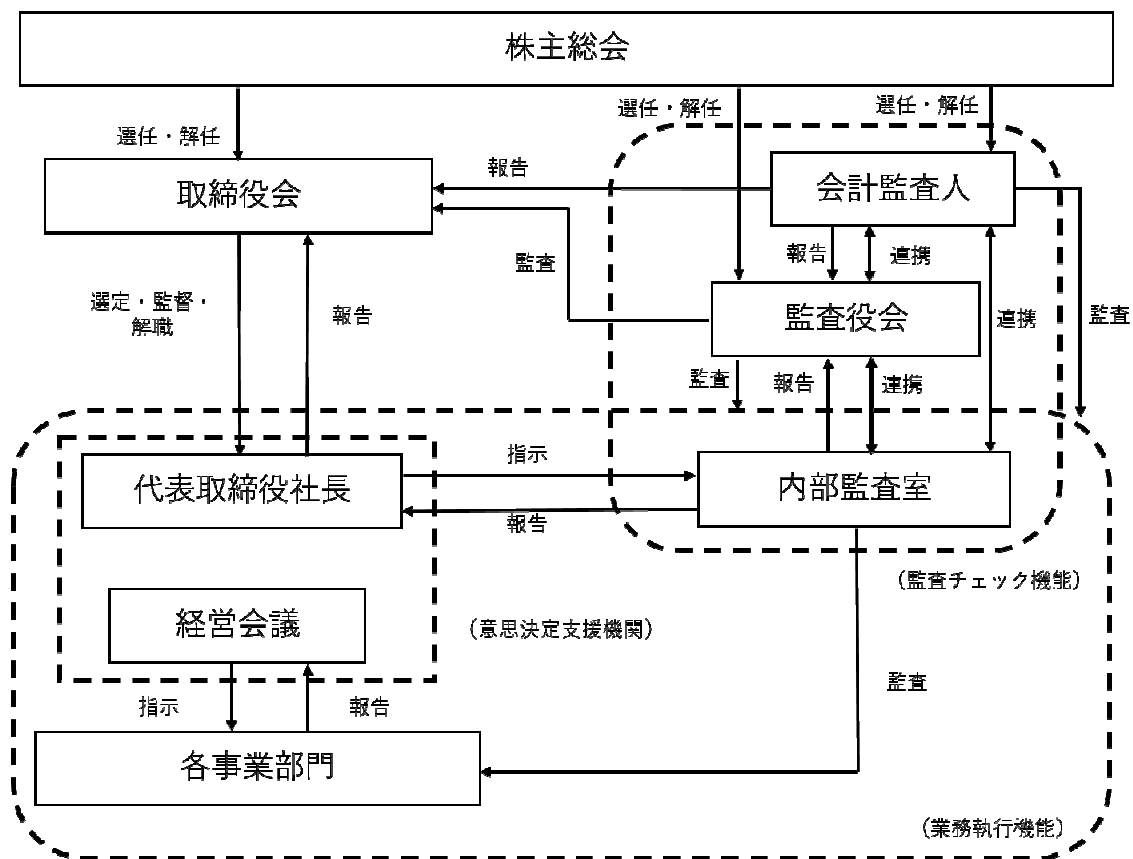
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

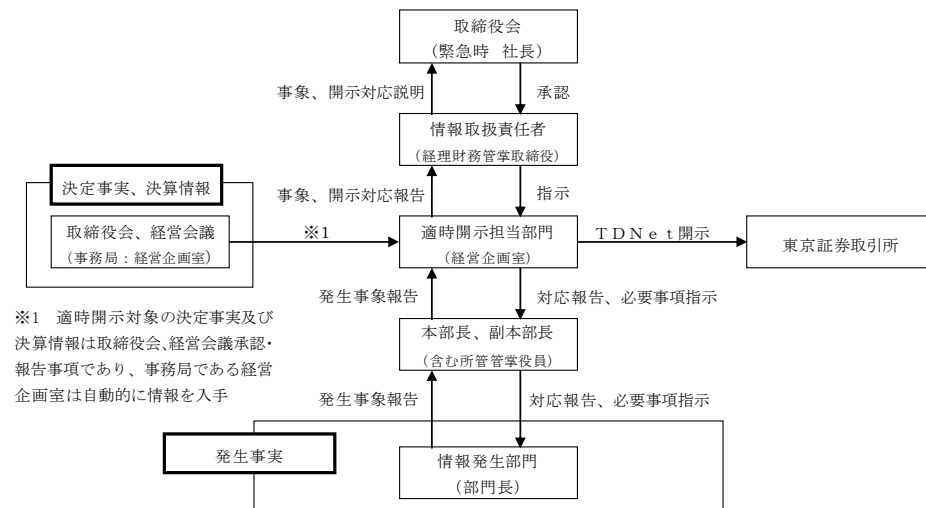
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

適時開示フロー図



以上